

補 足 説 明 書

徳島県警察本部警務部会計課

1 工 事 名

R 6 警 営 鳴門警察署 鳴・大津 外壁改修他工事

2 別途発注工事

無し

3 設計事務所による工事監理

有り

※工事監理業務の権限及び内容は、「別紙1」によるものとし、設計変更については、発注者の監督員の指示がない状況で施工してはならない。

4 設計図書の閲覧・質疑

提出用内訳書、設計書（金抜き）及び図面については徳島県入札情報サービス（県PPI）に掲載している。

設計書（金抜き）の内容は入札金額算定のための参考資料であり、契約後は設計書（金抜き）に関する質疑は受け付けない。

設計図書に質疑がある場合は、入札公告に記載の「設計図書等に関する質問書の提出期間」に書面により質問書を会計課に提出すること。

5 現地調査

現地調査をすることができるが、管理者の了解を得た上で調査を行うこと。

6 注意事項

落札者は次の書類について直ちに提出すること。

- (1) 単体の場合
免税事業者である場合、免税事業者届出書
- (2) 共同企業体の場合
・各構成員が免税事業者である場合、免税事業者届出書
・各構成員の出資比率（甲型）又は分担工事額（乙型）がわかるもの

7 内訳書の提出

電子入札に添付する内訳書は、徳島県入札情報サービス（PPI）に掲載の設計書（金抜き）の工事内訳及び科目別内訳の項目に沿って算定し、提出用内訳書のファイルで作成し、ファイル名を会社名（正式名称でなくても、特定できればよい。）として提出すること。

8 低入札価格調査制度に基づくヒアリングの実施

本工事は、低入札価格調査制度の対象工事であり、調査基準価格を下回って落札した場合で、施工体制台帳の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められたときには、落札業者の代表者、支店長、営業所長等（以下「受注者」という。）は応じなければならない。

また、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められたときには、受注者は応じなければならない。

9 現場代理人および主任技術者等選任通知書

受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書（以下「選任通知書」という。）」を、総合

評価落札方式の場合は、落札候補者となった時点で発注者の契約担当者へ、その他の場合は、契約締結後、10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

ただし、共同企業体の場合は、代表構成員は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任することとし、その他の構成員は主任技術者を選任することとする。

なお、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。

また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を、落札候補者となった時点で発注者の契約担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書又は実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）を提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

10 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、前条の規定のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

11 請負代金の中間支払い

請負代金の中間支払いについては、会計課作成の工程段階支払率による。

12 特定元方事業者の指名

本工事の受注者は、労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき、本工事における同条第1項に規定する措置を講ずべき者として指名します。

13 担い手確保モデル工事（受注者希望型）

本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（受注者希望型）」であり、徳島県の定める「担い手確保モデル工事实施要領（営繕工事編）」を適用する。

1 監理業務内容

(1) 設計監理業務

- ア 設計意図を工事請負業者に正確に伝えるために必要な打合せ及び図面等の作成
- イ 設計図書に基づいて工事請負業者が作成する各種施工図、模型、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾
- ウ 設計変更が生じた場合の、県監督員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算

(2) 現場監理業務

- ア 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査
- イ 契約の履行に関し、県監督員が工事請負業者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討
- ウ 工事に関連する関係諸機関との協議
- エ 関連する 2 以上の工事における工程等の調整
- オ 県監督員と工事請負業者及び関係機関等との連絡
- カ 工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告。
- キ 対象工事の竣工検査及び部分払い検査に対する協力
- ク 契約図書に基づき、工事請負業者から県監督員に提出される書類等の整理
- ケ 工事に関する官公署への提出書類等の作成

2 業務の処理要領及び権限

- (1) 監理業務受託者と県監督員の処理業務については、別表「工事監理業務処理要領表」によるものとする。

なお、別表に定めのない事項については、両者協議のうえ実施するものとする。

- (2) 契約書第18条、第19条又は第19条の2の規定により図面又は仕様書等を変更することとなる場合においては、契約変更の前に当該変更の内容をあらかじめ県が受注者に書面で指示することとし、受注者はその書面を得てから施工すること。

別表

工事監理業務処理要領表

処理区分 業務事項	監理業務受託者								県監督員					備 考
	立会	指示	承諾	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査	処理	
1 書類関係														
工事工程表											○		○	工程段階支払率表による 県へ直接
現場代理人及び主任技術者 等選任（変更）通知書											○		○	県へ直接
施工管理技術者				○				○			○			
技術者台帳											○		○	県へ直接
電気保安技術者				○				○			△			
工事に電力設備保安責任者				○				○			△			
技能資格者証明				○				○			△			
施工体系図				○			△	○			○		△	
施工体制台帳				○			△	○			○		△	
工事カルテ（CORINS）											○		○	県へ直接
官公署手続検査合格書				○				○			○		○	消防署、労基局、警察署、 保健所等
工事部分払検査請求書				○				○			○		○	
工事施工報告書				○				○			○		○	
墜落防止チェックシート				○				○			△			
材料品検収願				○			△	○			○			出荷証明等
同等品使用願				○			○	○			○		○	
工事報告（進達・質疑）書								○			○		○	
各種保険証				○				○			○		○	火災保険、建設工事保険
各種測定結果表				○				○			△			
事故報告書				○			○	○			○		○	
工事中止・解除通知	○						○	○	△		○		○	
工期延伸願				○			△	○			○		○	
設計変更箇所一覧表				○			△	○			○			計画通知と発注図の整合確 認及び報告書の提出を含む ※
設計変更箇所確認書				○				○			○		○	
手直完了報告書				○				○			○		○	
工事竣工検査請求書				○				○			○		○	
完成図その他				○				○			○		○	保全資料
工事写真				○				○			○		○	

処理区分 業務事項	監理業務受託者								県監督員					備考
	立会	指示	承認	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査	処理	
2 準備														
敷地調査	○			○				○	△		△			
実施工程表		△	○					○		○				
総合施工計画書		△	○					○		○				
施工図		△	○					○		△				
現寸図	○	△			○			○	△		△	△		
試験計画書		△	○					○		○				
機器製作図		△	○					○		○				
施工計画書		△	○					○		○				
3 材料														
調合表		△	○					○		○				
材料・製品		△	○		○			○		○				
材料・製品検査（試験）	△	△			○			○	△		△			
工場検査	△	△		○	△			○	△		△	△		
4 安全関係														
支障物件	○			○				○	△		○			支障物件確認書
	県監督員の確認後の工事着手とする。													
仮囲い等	○			○				○	△		△			安全再確認シート
足場	○			○				○	△		○			足場チェックリスト
	県監督員の確認後の足場使用開始とする。													
5 施工														
監督員事務所		△	○					○			○			
施工一般	○	△	○	○	○			○	△	○	△	△		1 工程毎
工法提案						○		○			○			
ベンチマーク	○	△			○			○	△		△			
地縄張り	○	△			○			○	△		△			
遣りかた	○	△			○			○	△		△			
墨出検査	△				○			○	△		△			
文化財発見	○			○				○	△		△			
根切り完了	△				○			○	△		△			
発生材処理	△			○				○	△		△			
杭打工事	○				○			○	△		△			全数立会 試験杭は県監督員立会
載荷試験	○				○			○	△		△			

処理区分 業務事項	監理業務受託者								県監督員					備考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
鉄筋組立	○		○		○			○	△		△			各部位毎
鉄筋超音波探傷試験	○		○		○			○	△	△	△			
コンクリート打	○		○		○			○	△		△			
鉄骨超音波探傷試験	○		○		○			○	△	△	△			
鉄骨締付建方	○		○		○			○	△		△			
機器搬入取付			○		△			○		△	△			
各工事区分間の調整			○	○			○	○		○			○	
埋設物等の重要な施工	△		○	○	○			○	△	○	△			スリーブ配管、インサート取付等
設備機能試験	○				○			○	△		△			
機能検査(調整含む)	○				○			○	△		△			
施工見本	△		○	○				○	△	○				
仕上材、(色)の決定	○		○	○				○	△	○				
公害関係	○		○					○		○			○	
部分払検査	○				○			○	○			○	○	
官公署竣工検査	○							○	△					
竣工検査	○				○			○	○			○	○	
手直し検査	○				○			○	○			○	○	

凡例：△ 必要とする場合のみ

(注)：立会等の用語の定義は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書による。

対象工事により必要となる業務事項を適用する。